

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>第3章 保健指導の実施</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>1) 対象者ごとの保健指導プログラムについて</p> <p>保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。</p> <p>「情報提供」では、健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供する。「動機づけ支援」及び「積極的支援」については、<u>対象者の生活状況をアセスメントし、対象者とともに目標を設定して、具体的な支援を行う。対象者が自己実践できるよう適切に支援するとともに、その生活習慣が継続できるためのフォローアップを行う。</u></p> <p>また、<u>保健指導プログラムの提供に際しては、既存の保健事業との組み合わせや社会資源の活用、地域又は職域で行われている健康づくりのためのポピュレーションアプローチとも関連づけていくことが重要である。</u></p> <p>さらに、「積極的支援」においては、<u>対象者の保健指導の必要性に応じてさまざまな手段や内容を組み合わせながらプログラムを展開し、多職種・他機関が支援を行う場合には、適宜、保健指導実施者間で関係者会議を開催し、対象者の課題や目標を共有して支援を行う。</u></p> <p>なお、保健指導プログラムは毎年同じ内容を繰り返すことなく、3年から5年を目安として、常に改善に努めることが必要である。</p>	<p>第3章 保健指導の実施</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>1) 標準的な保健指導プログラムについて</p> <p><u>生活習慣病予備群に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することである。保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。</u></p> <p><u>しかしながら、保健指導の効果に関する研究は、エビデンスとして蓄積されつつあるものの、現時点では、実践レベルでの検証が不十分である。そのため、本プログラムでは、現段階で考えられる、最低限実施すべき保健指導と望ましい保健指導について記載する。</u></p> <p><u>これら保健指導の要件については、高齢者医療確保法の施行後において、保健指導実施機関による多種多様な保健指導の実績・成果を蓄積・分析する中で、最低限実施すべき要件の評価を行うとともに、有効な保健指導の要件を整理していくこととする。</u></p> <p><u>また、今後は保健指導を実施する機関が創意工夫することにより、より有効な保健指導の内容や実施形態等が明らかとなり、提供される保健指導にそれらが反映されることが期待される。</u></p> <p><u>なお、本プログラムは、保健指導の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとする。</u></p> <p>2) 対象者ごとの保健指導プログラムについて</p> <p>保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。</p> <p>「情報提供」とは、<u>対象者が生活習慣病や健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供することをいう。</u></p> <p>「動機づけ支援」とは、</p> <p>① <u>対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、</u></p> <p>② <u>医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、</u></p> <p>③ <u>医師、保健師、管理栄養士又は栄養指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が</u></p> <p>④ <u>生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うとともに、</u></p> <p>⑤ <u>計画の策定を指導した者が、計画の実績評価（計画策定の日から6ヶ月以上経過後に行う評価をいう。）を行う</u></p>